

健生食輸発0920第1号
令和5年9月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産バナナのルフエヌロン並びにメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年9月15日付け健生食輸発0915第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのルフエヌロンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのメタラキシル及びメフェノキサムについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。